

住宅取得等支援事業 【実績報告】 確認チェックリスト

共通	① 実績報告書は登記日（所有権保存・所有権移転日）から1ヶ月以内、もしくは令和4年3月31日の <u>どちらか早い日までの提出</u> である。※増改築と家財処分は除く。	<input type="checkbox"/>
	② 転入者は、実績報告日の前日までに妙高市に転入届を提出しているか。	<input type="checkbox"/>
	③ 交付申請時の金額から大幅な変更がない。 ※補助金額に変更が出たり、交付申請時から20%以上の金額変動がある場合は、「変更申請」が必要	<input type="checkbox"/>
住宅取得	① 必要な書類が揃っている。 ・ 領収書の写し（建物分・土地分）…………… <input type="checkbox"/> ・ 登記簿謄本（建物分・土地分）…………… <input type="checkbox"/> ・ 建築基準法第7条に係る検査済証（建築確認等台帳記載証明書でも可）…………… <input type="checkbox"/> ・ 市で行っている他の補助金の決定通知書（該当者のみ）…………… <input type="checkbox"/> ・ 記入済みの実績報告書…………… <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
家財処分	① 必要書類が揃っている。 ・ 領収書の写し…………… <input type="checkbox"/> ・ 作業前・作業後の写真…………… <input type="checkbox"/> ・ 記入済みの実績報告書…………… <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
増・改築	① 婚姻により交付決定を受けた市民は、婚姻後の実績報告である。	<input type="checkbox"/>
	② 必要書類が揃っている。 ・ 領収書の写し…………… <input type="checkbox"/> ・ 着工前・完成後の写真…………… <input type="checkbox"/> ・ 記入済みの実績報告書…………… <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【注意事項】

- 虚偽・不正な申請は交付決定を取消します。また、補助金交付後でも返還を求める場合があります。
 - 実績報告において提出期限を過ぎてしまった場合、交付決定が取消となる場合があります。
 - 増改築分の補助金を「3世代同居」の理由で受けられた方は、補助金額の確定日から3ヵ年以内に自己都合により同居を解消した場合は、補助金の返還を求める場合があります。
- ※他、細かい留意事項等がパンフレットに記載されています。必ずお読みください。